本書の内容と特徴

本書は、契約について、理論と実務の両面からその概要を説明したものである。本書の特徴としては、以下の点が挙げられるように思う。

第1に、判例を中心として説明することを心がけた。また、その際、できるだけ判例の原文を引用するようにした。判例の結論だけでなく、その論理構造や論証過程が大事だと考えたからである。判例研究の意義もそこにあるというべきであり、若手法曹のみならず、企業法務担当者等にも、判例の読み方に習熟していただけたらと思う。

第2に、契約法の一般原則を記した「ユニドロワ原則」を引用した。ユニドロワ(UNIDROIT)は、国際連盟の補助機関として1926年にローマで設立された私法統一国際協会(The International Institute for the Unification of Private Law)の別称であり、ユニドロワが、アメリカのリステイトメントを国際的なレベルで実現することを意図して作成したのが「ユニドロワ原則」である。各国の法令や判例から抽出した契約法の一般的原則を条文形式で記しており、それ自体は法令ではないが、契約に関する多くの論点を網羅しており、契約の理論を理解するのに有益な考え方をいくつも提示している。このような「ユニドロワ原則」の重要性に鑑み、本書ではいくつかの箇所でそれを引用している(内田貴ほか訳「ユニドロワ国際商事契約原則 2010」(商事法務)に拠った)。

第3に、民法(債権関係)改正の中間試案と要綱案を必要に応じて引用し、若干のコメントを付した。もとより、契約法との関連でごく一部について触れただけであり、解説としては甚だ不十分なものであるが、読者には、現在進行中の明治以来の民法の大改正の一端に触れていただけることができれば幸いである。

第4に、契約における紛争を前提とする民事訴訟(仲裁や和解・調停を含

¹ フランス語の組織名 (Institute International pour l'unification du droit privé) の「統一 (unification)」の「ユニ (uni)」と「私法 (droit privé)」の「ドロワ (droit)」を合体させた造語である。

む)について紙幅を費やしている。また、契約法の説明においても、主張立 証責任や書証の形式的証拠力等、民事訴訟法上の論点も紹介している。これ は、裁判官であった筆者の興味を惹く部分だからであるが、読者が契約法を 立体的に理解するのに役立てればとの願いもある。

最後に、法曹以外の読者にも理解が容易になるように、できるだけ平易な 表現を用い、また、法的な概念をできるだけ分かりやすく丁寧に説明するよ う心がけたつもりである。

巷に契約法の関連書籍はあまた出版されているなかで、あえて類書である 本書を出すことに些かの価値を見出すことができるとすれば、以上のような 特徴にあるのではないかと僭越ながら思うところである。